

## 介護保険住宅改修における実地調査について

### 1 目的

介護保険制度における「介護給付適正化」は、利用者に対する適切な介護サービスを確保するとともに、不適切な給付が削減されることにより、介護給付費や介護保険料の増大を抑制することを通じて、持続可能な制度構築に資するものとされます。介護給付適正化事業は、介護保険法第115条の4第3項第1号において、地域支援事業に位置付けられ、「認定調査状況チェック」「ケアプランの点検」「住宅改修等の点検」「医療情報との突合・縦覧点検」「介護給付費通知」が主要5事業とされます。

「住宅改修等の点検」の中で、「住宅改修」の適正化をさらに推進することを目的として、従来から行われている事前調査等に加え、建築に関する専門的知識を有する者（専門調査員）と川崎市職員が、申請者の居宅を訪問し、実地調査を行います。

### 2 調査内容

住宅改修の対象となる改修工事について、申請内容等に関する調査、住宅改修の給付内容の評価、改修内容についての助言・指導等を行います。

### 3 調査の流れ

- (1) 事前申請
- (2) 日程調整

川崎市職員が、利用者に説明し、同意書を受理した上で、利用者、住宅改修施工事業者、担当ケアマネ、専門調査員との日程を調整します。

- (3) 実地調査

関係者立会いのもと、申請内容との整合性を確認し、改修内容が適正か調査します。

- (4) 給付内容の評価

- ア 実施した調査についての内容評価
- イ 必要に応じて助言・指導等の実施

- (5) 住宅改修承認決定通知書の送付

### 4 対象の選定方法

平成23年3月31日老介発第2号「第2期（平成23年度～平成26年度）介護給付適正化計画に関する指針について」のなかで、「住宅改修の点検については、改修費が高額と考えられるもの、改修規模が大きく複雑であるもの、提出書類や写真からは現状が分かりにくいケース等を中心に点検対象とする等によって取組みの推進を図る。」とされていることから、川崎市においても、上記指針をふまえて実地調査が必要と判断した事案を対象とします。（具体的な金額は定めません。）

## 5 調査の時期

調査の時期については、事前申請後（工事前）を基本としますが、既に住宅改修が完了したケースについて、川崎市職員が確認を必要と判断した場合は、その改修内容、金額等についての評価も対象とします。